

社団 法人 日本天文学会定款

(昭和49年5月一部変更)  
(昭和63年10月一部変更)  
(平成8年12月一部変更)

明治41年1月19日 本会創立  
昭和10年1月18日 社団法人設立認可

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、社団法人日本天文学会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都三鷹市大沢2丁目21番1号国立天文台内に置く。

(支部)

第3条 本会は、細則の定める場所に支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、天文学の進歩及び普及を目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会、学術講演会等の開催
2. 学会誌、学術図書等の刊行
3. 欧文研究報告誌の刊行
4. 研究及び調査の実施
5. 研究の奨励及び研究業績の表彰
6. 関連学術団体との連絡及び協力
7. 國際的な研究協力の推進
8. その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会し、責任をもつ個人
2. 準会員 本会の目的に賛同して入会し、協力する個人
3. 団体会員 本会の目的に賛同して入会した法人または公共性のある団体
4. 贊助会員 本会の事業を援助する個人または法人
5. 名誉会員 本会に特に功労のあった個人で評議員会が提案し総会の議決をもって推薦されたもの正会員をもって民法上の社員とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第8条 本会会員の会費は、別に細則でこれを定める。

第9条 既に納めた会費は、いかなる場合においても返

還しない。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 禁治産若しくは準禁治産または破産の宣告を受けたとき
3. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、または法人である会員が解散したとき
4. 除名されたとき

(退会)

第11条 退会しようと思う者は、本会に申し出ることを要する。

(除名)

第12条 1年以上会費を滞納した会員または本会の体面を汚すような行為をした会員は、評議員会の議決を経て、理事長が除名することができる。

## 第4章 役員、および職員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

1. 理事10名以上15名以内（うち理事長1名、副理事長2名）
2. 監事 2名

(役員の選任)

第14条 理事長、副理事長、その他の理事、及び監事は正会員の中から総会で選任する。

理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第15条 理事長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

第16条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときはその職務を代理する。

第17条 理事は理事会を組織し、本会の事務を執行する。またこの定款に定めるもののほか、本会の総会及び評議員会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は次の職務を行う。

1. 本会の財産の状況を監査すること
2. 理事の業務執行の状況を監査すること
3. 財産の状況または業務の執行について不正があることを発見したときは、これを理事会、評議員会、総会または文部大臣に報告すること
4. 前号の報告をするため必要があるときは、理事会、評議員会または総会を召集すること

(役員の任期)

第19条 理事及び監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第20条 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第21条 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第22条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会、評議員会及び総会においておののの4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

2. 職務上の義務違反その他役員たるにふさわくない行為があると認められるとき。

(職員)

第23条 本会の事務を処理するため、必要な職員を置く。職員は理事長が任免し、有給とする。

## 第5章 評議員

(評議員)

第24条 本会に15名以上30名以内の評議員を置く。

(評議員の選任)

第25条 評議員は別に定める細則に基づいて、正会員相互間でこれを出し、総会の承認を得るものとする。

(評議員の職務)

第26条 評議員は評議員会を組織し、この定款に定める事項を審議する。

(評議員の任期)

第27条 評議員の任期は4年とし、2年毎にその半数を改選する。改選される評議員の過半数が再選されてはならない。

(評議員の解任)

第28条 評議員が次の各号の一に該当するときは、理事会、評議員会及び総会においておののの4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

2. 評議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

## 第6章 会議

(理事会)

第29条 理事会は毎年4回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、または理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長はその請求のあった日から30日以内にこれを招集しなければならない。

理事会の議長は理事長とする。

第30条 理事会は理事現在数の過半数の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第31条 評議員会は毎年2回理事長が招集する。

ただし、理事会が必要と認めたとき、または評議員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求のあった日から30日以内にこれを招集しなければならない。

評議員会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

第32条 評議員会の議長は、会議のつど、出席評議員の互選で定める。

第33条 評議員会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を審議する。

1. 事業計画及び収支予算についての事項
2. 事業報告及び収支決算についての事項
3. 財産目録及び貸借対照表についての事項
4. 上記以外で理事会より提出される総会議案
5. その他本会の業務に関する重要事項

第34条 評議員会は、正会員中から次期の役員を推薦することができる。

第35条 評議員会は評議員現在数の過半数の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の評議員を代理人として票決を委任した者は、出席者とみなす。

評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第36条 総会は、第6条第1号の正会員をもって組織する。

第37条 通常総会は、毎年2回春期および秋期に理事長が招集する。

第38条 臨時総会は、理事会または評議員会が必要と認めたとき、理事長が招集する。このほか、正会員現在数の10分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から50日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第39条 総会の招集は、その会議に付すべき事項、日時及び場所を、少なくとも20日以前に通知する。

第40条 総会の議長は、理事長とする。理事長及び副理事長がさしつかえのある場合は、出席正会員の互選で定める。

第41条 総会は、この定款に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算についての事項
2. 事業報告及び収支決算についての事項
3. 財産目録及び貸借対照表についての事項

4. その他本会の業務に関する重要事項で、理事会または評議員会が必要と認めるもの

第42条 総会は正会員現在数の5分の1以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の正会員を代理人として票決を委任した者は、出席者とみなす。

総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第43条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

#### (議事録)

第44条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第7章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第45条 本会の資産は、次の通りとする。

1. 設立当初の財産目録に記載された財産
2. 会費
3. 資産から生ずる収入
4. 事業に伴う収入
5. 寄付金
6. その他の収入

#### (資産の種別)

第46条 本会の財産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

基本財産は、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産とする。運用財産は、基本財産以外の資産とする。

寄付金品であって、寄付者の指定のあるものはその指定に従う。

#### (資産の管理)

第47条 本会の資産は、理事長がこれを管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金する等確実な方法により、理事長が保管する。

#### (基本財産の処分の制限)

第48条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、また運用財産に繰り入れてはならない。ただし本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは理事会、評議員会および総会の審議と議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらを処分することができる。

#### (経費の支弁)

第49条 本会の事業遂行に要する費用は、会費、事業にともなう収入及び他の運用財産をもって支弁する。

#### (事業計画及び収支予算)

第50条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は毎年度理事会がこれを作成し、評議員会の審議及び総会の

議決を経て、毎会計年度開始前に、文部大臣に届け出なければならない。事業計画、及び収支予算を変更する場合も同様とする。

#### (収支決算)

第51条 本会の収支決算は理事会が作成し、毎会計年度終了後、評議員会の審議及び総会の承認を受けて、毎会計年度終了後3ヵ月以内に文部大臣に報告しなければならない。

第52条 本会の収支決算に剰余金があるときは、評議員会の審議及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

#### (会計年度)

第53条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更ならびに解散

#### (定款の変更)

第54条 本定款を変更しようとするには、正会員現在数の10分の1以上の発議があることを要する。

第55条 前条の発議があったときは、理事長は、これを評議員会及び総会に付議する。

この定款の変更は、評議員会及び総会においてそれぞれ評議員現在数及び総会出席正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、文部大臣の認可を受けることを要する。

第56条 本会の解散は、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、総会出席正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ、文部大臣の許可を得なければならない。

第57条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、総会出席正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ文部大臣の許可を得て、この法人の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。

## 第9章 補則

#### (細則と内規)

第58条 本定款の実行に必要な細則は、評議員会の審議を経て総会の議決によって別に定める。また必要な内規は評議員会の議決によって定める。

#### 付則

1. この定款の変更は文部大臣の認可のあった日より施行し、平成9年4月1日から適用する。
2. 第53条の規定にかかるわらず、平成9年の会計年度は、平成9年4月1日から同年12月31日までとする。
3. 平成9年4月1日以前に本学会の通常会員または特別会員であった個人は、平成9年4月1日より、正会員若しくは準会員となることができる。会費については別に移行に関する細則で定める。

## 細則・内規について

### 細則及び内規の変更に関する内規

平成 9 年 4 月 1 日以前に定められている細則及び内規について変更のあるものは、定款の改定が適用される

平成 9 年 4 月 1 日より適用する。

### 会費に関する細則 (平成 6 年 4 月変更) (平成 9 年 3 月変更)

本会の会費は次の通り定める。

1. 正会員は年額18,000円 (学生会員は13,000円)
2. 準会員は年額 8,000円
3. 名誉会員は会費を納めることを要しない
4. 団体会員は年額10,000円
5. 賛助会員は 1 口30,000円の納入金 1 口以上  
付則：本細則は平成10年度の会費より適用する。平成 9 年度（平成 9 年 4 月 1 日—平成 9 年 12 月 31 日）の会費については以下の通りとする。

平成 8 年度会員種別	平成 9 年度会員種別	平成 9 年度の会費
特別会員	正会員	13,500円
特別会員(学生)	正会員	13,500円
特別会員(学生)	正会員(学生)	9,750円
通常会員	正会員	13,500円
通常会員	正会員(学生)	9,750円
通常会員	団体会員	7,500円
特別会員	準会員	6,000円
特別会員(学生)	準会員	6,000円
通常会員	準会員	6,000円
会員外	正会員	13,500円
会員外	正会員(学生)	9,750円
会員外	準会員	6,000円
会員外	団体会員	7,500円

### 天体発見賞に関する細則 (昭和12年 2月制定) (昭和62年 5月改訂) (平成 9 年 3 月変更)

1. 本会は新天体の発見が天文学の発展に寄与するところが大きいとの認識にたって、これらの活動を奨励するため天体発見賞、天体発見功労賞を設ける。
2. 新天体とは原則として、新星、超新星、彗星とする。
3. 天体発見賞は新天体を最初に発見し、速やかに報告した日本在住者に贈る。
4. 新天体の第一発見者ではないが、独立に当該天体を発見し報告した者へ天体発見功労賞を贈ることがある。
5. 本賞は天体発見賞においては賞状とメダル、天体発見功労賞においては賞状とする。また副賞を併せて贈ることがある。
6. 本賞の受賞者は評議員会に推薦するために天体発見賞選考委員会を設ける。理事長は委員長 1 名、及び若干名の委員を委嘱する。
7. 評議員会は、選考委員会の推薦を尊重して、本賞の受賞者を決定する。

### 評議員選挙施行細則 (昭和50年 5月制定) (平成 9 年 3 月変更)

- 第1条 本細則は定款第25条に基づいて総会に推薦する評議員候補者の選挙について必要な事項を定める。
- 第2条 選挙管理は、評議員会によって正会員中より指名され理事選出期の総会において承認をうけた委員長

1 名及び委員 4 名で構成する選挙管理委員会がこれにあたる。同委員の任期は 2 年とする。

第3条 選挙は互選とし、選挙権及び被選挙権を有する者は公示の時点における正会員とする。定款27条に定

める非改選評議員は被選挙権を有しない。

第4条 選挙管理委員会は投票締切日より50日以上前までに発行される学会誌上で選挙の公示を行い、25日以上前に有権者名簿及び投票用紙を全有権者に発送する。

第5条 投票は10名以内の無記名連記で行う。

第6条 当選者は得票順に上位15名とする。但し、定款

27条の規定により開票結果において上位15名の中に前期よりの再任者が7名を越える場合は8番目以下は無効とし、再任者以外の次点者を順次計15名になるまで繰り上げるものとする。最下位当選者に該当する者が複数の場合は、選挙管理委員会が抽選で順位を定める。

第7条 選挙管理委員会は選出された候補者の名簿を学会誌上に発表する。

## 日本学術会議会員候補者推薦内規

(昭和62年4月制定)

(平成9年3月変更)

前文 日本学術会議法（昭和58年11月28日交付・法律第65号）及び、日本学術会議第93総会（昭和59年4月25日～27日）において決定された「学術研究団体の登録に関する規則」に基づき日本天文学会において、天文学専門の日本学術会議会員候補者を推薦する。

第1条 本内規は日本学術会議へ同会員候補を推薦するのに必要な事項を定める。

第2条 会員候補を決定するための手続きは選挙によるものとする。

第3条 選挙は理事長が指名する選挙管理人がこれを主宰する。

第4条 選挙有権者は本会正会員とする。

第5条 被選挙有権者の資格は日本学術会議法の定めるところによる。

第6条 選挙管理人は学会誌上において選挙公示を行う。

第7条 選挙有権者が5名以上共同して候補者を推薦することができる。推薦書は、候補者の氏名の他に候補者の見解を表明した文書を添付して選挙管理人に送付

する。

2. 選挙管理人は、指定した期日までに受け付けた推薦書の内容を、投票期間の開始時までに公表する。

第8条 投票は単記無記名による。

第9条 選挙管理人は選挙結果を理事長に報告する。

第10条 理事長は評議員会へ選挙結果を報告する。評議員会は上の結果に基づき候補者を決定し、推薦人の選定を行う。

第11条 理事長は評議員会決定に基づき、当選者を日本学術会議へ推薦するとともに学会誌上においてこれを報告する。

第12条 本内規の変更は評議員会の決定によるものとする。

注：日本学術会議法（第17条）

会員となることができる者は、その専門とする科学又は技術の分野において5年以上の研究歴を有し、当該分野における優れた研究又は業績がある科学者でなければならない。

## 欧文研究報告編集委員等に関する内規

(平成9年3月変更)

1. 理事長は、正会員より1名を編集長(Managing Editor)に指名する。編集長は、欧文研究報告の編集出版に関する事務を総理する。

2. 理事長は、正会員のうち若干名を編集委員(Associate Editors)に指名する。編集委員は、欧文研究報告の編集出版に関する事務を処理する。

3. 編集委員の任期は2年とする。欠員の補充または増

員により選任された編集委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

4. 理事長は、正会員より10名を編集顧問(Board of Editors)に指名する。編集顧問は、欧文研究報告の編集基本方針を審議する。

5. 編集顧問の任期は2年とする。欠員の補充により選任された編集顧問の任期は、前任者の残任期間とする。

## 内地留学奨学生に関する内規

(昭和54年5月施行)

(平成9年3月変更)

第1条 日本国際学会は、大塚寛治氏より寄附された100万円及び五藤光学研究所より寄附された100万円を基金として、内地留学奨学生を設ける。

第2条 本奨学生は、日本国内研究機関において天文学及びそれに関連する分野の研究を目的とする短期間の内地留学のための経費として支給する。

第3条 本奨学生を受ける者は本会会員で毎年1名を原則とする。

第4条 本奨学生を受けたいと思うものは、次の事柄を所定の用紙に記入して、留学希望年度の前年の9月末日までに、理事長に申し出ること。

1. 氏名、生年月日、年齢、性別
2. 現住所
3. 学歴
4. 職業
5. 研究題目及び研究計画

6. 内地留学をしたいと思う研究機関
  7. 内地留学を希望する期間と日程の予定。
  8. 奨学金として支給を希望する額
  9. これまでの主な研究経歴
- 第5条 本奨学金を受ける者を選考するため内地留学奨学金選考委員会（以下選考委員会という）を設ける。
- 第6条 選考委員会は理事長の指名する正会員6名（内1名、委員長）以内で組織する。
- 第7条 選考委員の任期は2年とする。選考委員の改選は日本天文学会理事の改選と同時に実行。
- 第8条 選考委員会は第4条による申し出のあったものの中から研究計画、希望する各研究機関の受け入れ態勢などを考慮して奨学金を支給するものを決める。
- 第9条 第4条による申し出のあった者について、選考委員会は選考のための参考資料の提出を求めることがある。
- 第10条 選考によって奨学金をうけることになった者で

定職についている者は、内地留学期間中職場を離ることについての上長の許可書を提出しなければならない、学生の場合は教室主任等の承諾書を提出しなくてはならない。

第11条 本奨学金を受けた者が、予め申し出た日程を変更する場合には、本会理事長の許可を受けなければならぬ。

第12条 奨学金を受けた者は留学を終った日より1カ月以内に報告書を本会理事長に提出しなくてはならない。

第13条 奨学金を受けた者で事情により予定の内地留学を遂行できなくなった者は奨学金の一部または全部を返却しなくてはならない。

第14条 第1条における基金に加え別表にあげる寄付金を基金として受け入れる。

#### 別表

佐藤明達氏	100万円	昭和60年度受入
-------	-------	----------

## 日本天文学会研究奨励賞内規

(昭和63年5月制定)

(平成9年3月変更)

1. 本会は、優れた研究成果を挙げている若手天文学者に対して日本天文学会研究奨励賞を与える。
2. 受賞資格
  - イ. 日本国天文学会正会員で、最近3年間における天文学への寄与が顕著なる者。
  - ロ. 当該年度内で35歳以下の者。
3. 賞
  - イ. 原則として1年に1名とする。
  - ロ. 本賞は、賞牌（メダル）及び賞金を併せ授与する。
  - ハ. 受賞者は、受賞対象の研究を学会誌に掲載する。
4. 推薦・選考
  - イ. 理事長は日本天文学会正会員より5名の選考委員

(内1名、委員長)を指名する。

- ロ. 日本国天文学会会員は、選考委員会に候補者を推薦することが出来る。
- ハ. 選考委員会で推薦された候補者について評議員会で決定する。

#### 5. 資金

イ. 資金は個人・団体を問わず一般より募る。資金は継続して募集する。

(注) 日程

イ. 推薦締切：9月末日

ロ. 選考期間：10—12月

ハ. 授賞式：日本天文学会通常総会

## 日本天文学会 早川幸男基金 (若手海外学術研究援助基金) 内規

(平成4年5月制定)

(平成9年3月変更)

1. 本会は、本会元理事長・故早川幸男氏の遺志に基づき御遺族より本会に寄付された750万円を創設基金として、若手天文学研究者の海外学術研究援助を目的とする早川幸男基金（若手海外学術研究援助基金）を設ける。
2. 本基金は以下により、基金の総額を勘案しつつ、若手天文学研究者の海外に於ける観測、国際共同研究、もしくは研究発表のための渡航費の援助を行う。
  - イ. 援助対象資格
 

日本天文学会正会員で、原則として35歳以下の天文学研究者であって、この基金以外の海外渡航費（滞在費を除く）の援助を受けない者。
  - ロ. 援助金額
 

目的地までの往復航空運賃相当額。
  - ハ. 援助対象者の公募

年数回、学会誌に公募案内を掲載する。

#### 二. 援助対象者の選考

理事長が、評議員3名を含む5名の選考委員（内1名、委員長）を本会正会員の中から指名する。選考委員会は隨時開催するものとし、次項の選考基準に拠り、援助対象者を決定する。選考結果は（委員長が）評議員会に報告する。

#### ホ. 選考基準

- a. 観測においては提案が採択され、観測施設の使用が認められていること。
- b. 国際共同研究においては海外の研究者（もしくはその所属する研究機関）の招聘を受けていること。
- c. 国際研究集会においては組織委員会や講演者として参加すること。

- d. その他、研究の発展に必要な海外での研究活動  
であり、a～c に準ずると認められる場合。
3. 本基金は、創設基金とその利子の他、本基金の趣旨

に賛同する個人・団体からの寄付金でこれを運営する。  
寄付は継続して募集する。

## 日本天文学会林忠四郎賞内規 (平成 8 年 10 月 4 日評議員会)

第 1 条 本会は、日本天文学会会員林忠四郎博士が 1995 年・第 11 回京都賞を授与されたのを記念し、同博士からの寄付金を基金として林忠四郎賞を創設する。

2. 基金は特別会計で管理する。

第 2 条 林忠四郎賞は、広い意味での天文学の分野において、独創的かつ分野に寄与するところの大きい研究業績に対して授ける。受賞者は個人または研究グループとする。

第 3 条 授賞は原則として毎年に 1 件とする。

2. 本賞として賞状を、副賞として賞牌（メダル）および賞金を併せて授与する。

3. 授賞式は本会の通常総会において行う。

第 4 条 受賞者の選考は選考委員会がこれを行う。選考

委員会は理事長の他に 5 名の委員で構成する。理事長は評議員会の了承を経て、委員を委嘱する。委員の任期は本会の期に合わせる。選考委員長は委員の互選で決める。

第 5 条 本会会員は選考委員会に受賞候補者を推薦することができる。

2. 選考委員会は、日本天文学会以外にも、天文学に関する学識のある個人に候補者の推薦を依頼することが出来る。

3. 選考委員会は受賞候補者を選考し、選考委員長が評議員会に報告する。評議員会はその報告を尊重して受賞者を決定する。

## 日本天文学会欧文報告論文賞内規 (平成 8 年 10 月 4 日評議員会)

第 1 条 日本天文学会欧文報告に、原則として過去 3 年以内に掲載された論文の中から、独創的で天文学分野に寄与の大きい、特に優れた論文の著者に対し、日本天文学会欧文報告論文賞を授与する。

2. 授賞は原則として 1 年に 2 件以内とする。

3. 受賞者には賞状を授与する。

4. 授賞式は本会の通常総会において行う。

第 2 条 選考委員会は、林忠四郎賞選考委員会がこれを

兼ねる。

第 3 条 日本天文学会欧文報告編集委員会、および日本天文学会会員は、受賞候補論文を選考委員会に推薦することが出来る。

第 4 条 選考委員会は受賞候補者を選考し、選考委員長が評議員会に報告する。評議員会はその報告を尊重して受賞者を決定する。

以上